

広島市障害者施策推進協議会（平成24年度第1回）会議要旨

1 会議名

平成24年度第1回広島市障害者施策推進協議会

2 開催日時・場所

平成24年（2012年）8月9日（木）19:00～21:00 広島市役所2階講堂

3 出席委員（15名）

間野会長、堀田会長職務代理、天方委員、金子委員、古池委員、後藤委員、榊委員、田中委員、中川委員、西川委員、濱田委員、船津委員、三戸委員、山中委員、和田委員

4 事務局（19名）（代理を含む。）

健康福祉局長、障害福祉部長、障害福祉課長、障害自立支援課長、精神保健福祉課長、市民活動推進課長、人権啓発課長、健康福祉企画課長、精神保健福祉センター相談課長、保健指導担当課長、障害児支援担当課長、住宅政策課長、道路課長、交通対策担当課長、中区保健福祉課長、消防局調整担当課長、消防局防災担当課長、総合リハビリテーションセンター総合相談室長、特別支援教育課長

5 傍聴人

1人

6 議題

- (1) 議題1：会長の選出及び会長職務代理者の指名について
- (2) 議題2：新たな障害者基本計画の策定に向けた障害者施策推進協議会での審議スケジュールについて
- (3) 議題3：新たな障害者基本計画の個別施策の検討について

7 会議資料

(1) 議題1

資料1：広島市障害者施策推進協議会条例

資料2：広島市障害者施策推進協議会委員名簿

(2) 議題2

資料3：新たな障害者基本計画の策定に向けた障害者施策推進協議会での審議スケジュール

(3) 議題3

資料4：新たな障害者基本計画策定に向けた検討資料

(1) 開会、健康福祉局長挨拶、委員自己紹介

事務局（障害福祉課長）の進行で、局長挨拶、委員自己紹介を行った。

【健康福祉局長 挨拶】

健康福祉局長から挨拶を行った。

【委員自己紹介】

（天方委員）

皆さんこんばんは。私は引き続きまして拝命をして頂きまして、ここに立っているわけでございますが、市の施設連盟の方から出席ということでうけたまわっております。天方淑枝です。どうぞよろしく申し上げます。

（金子委員）

皆さんこんばんは。金子と申します。私は知的障害児者の親の会の代表として参りました。手をつなぐ育成会は今会員が 1500 名から 1700 名位といったところでしょうか。知的障害の種類も、それから年齢も様々の皆様です。そして今では発達障害の方が行く所がなくて来られることとか、重複障害の方とか、結構いらっしゃるようになりました。私達は、自助、共助、公助とある中で共助の立場であると思っておりますが、でもどうしても私達の中でなんともならないことは公助でお願いしていきたいと思っておりますので、皆様のお力を借りたいと思っております。よろしくお願い致します。

（古池委員）

皆さんこんばんは。古池里司と申します。広島市社会福祉協議会の方から出ていまして、前回から引き続き拝命致しております。よろしくお願い致します。

（後藤委員）

皆さん、こんばんは。私は 2 期市民委員として参加させて頂いておりましたが、この度は広島難病団体連絡協議会の会長という立場でここに参加させて頂きます。先ほど局長からもお話があったように、障害者自立支援法から障害者総合支援法に変わり、障害者に「難病」も含まれることが確定しました。これからは、これまで以上に私たち難病患者の声を施策のなかに反映していけたらと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

（榊委員）

市民委員の榊と申します。前回の基本計画作成のときから委員をやらせて頂きまして、今回もまた勉強をさせて頂きたいと思っております。どうか皆さんよろしくお願い致します。

（田中委員）

田中洋子と申します。私は広島県社会福祉士会から参っております。仕事としましては障害者支援施設、育成の施設長をしております。障害者畑でずっと歩んで来まして、今私が関心のある問題は親御さんが高齢になって障害のあるご当人さんが路頭に迷うという案件が増えていることです。いい制度、施策ができることで皆さんが安心して過ごせるような社会になってほしいと心より思っております。

す。また、広島県社会福祉会の方ですべての障害児者と市民を結ぶ広島県民会議というのを 3 年前に立ち上げて、県内の障害者団体、市民団体等を網羅した活動を今一緒にやっております。それもあわせてよろしくお願い致します。

(中川委員)

こんばんは。私は広島市心身障害児者父母の会の方から参りました。父母の会も最初は肢体不自由児が多かったですけど、最近は色んな障害をお持ちの方々も入会されております。それに伴い色んな問題も沢山出ているわけですが、私のことを言いますと、私の子どもは右手しか使えないんですけど、電動車椅子に乗れるようになって色々なところへ行けて、人生もすごく楽しくなっているようです。肢体不自由児の親というところからまた声のほうも出していきたいと思います。よろしくお願い致します。

(西川委員)

皆さんこんばんは。西川といいます。市民委員として 3 期目になります。私自身は、知的障害の方達と入所型の施設が長く、あと作業所作りだとか、そういう所に関して現場の方は今年の 3 月までいたんですが、一応法人の施設の役員ではありますけれども、一番大事な市民委員という立場を今回は貫いていく必要があるかなと思っております。特にやはり知的障害の方達が、地域で当り前に暮らしていけるという条件作りが基本的にはテーマになっていまして、就労を続けることだとか、地域で暮らすってことは色んな意味で大変な部分が沢山あるわけです。そういったような問題を本人の権利擁護の問題も含めたり、あるいは色んな問題行動が起きたときの支えの問題だとか、一緒に考えていきたいし、そういう中で市として、あるいは市民としてどういう支えが必要なのかということもテーマだと思っております。よろしくお願い致します。

(濱田委員)

こんばんは。NPO 法人高次脳機能障害サポートネットひろしまの理事長をしております濱田でございます。今回初めてこのような会に参加させて頂いて、本当に嬉しく思っております。広島市に啓発をと思いまして平成 22 年度の共同事業ということで相談窓口を中区の方でさせて頂き、今年で 3 年目になりますが、大変広がってきているなと感じを受けております。娘が交通事故により高次脳機能障害になって今年でもう 18 年になります。7 年間何も情報も無く苦しい日々を送ってきました。平成 13 年に初めて高次脳という障害のことを知り、それから広島で家族会を立ち上げ今年で 11 年目になります。作業所がほしいということで、平成 18 年に立ち上げて今現在はアストラムラインの上安駅舎で作業所を行っておりますが、昨年からは自立支援法に基づいた福祉サービス事業として、就労移行と就労継続 B 型を多機能で実施しております。現在メンバーは両方合わせて 23 名参加しております。一般就労に昨年は 1 人就職できましたし、A 型にも今年 2 名就職できました。家族会が始まったときから社会に知ってもらいたいという思いで会報を年に 3 回は出し続けてきて参りましたが、全国日本脳外傷友の会という大きな団体があるんですが、その団体とともに全国的な活動もしながら厚労省にも要望を出したりという活動もあわせて実施しております。最初は県単位で実施しておりましたが、100 万都市の広島市になかなか関わりが持てませんでした。今相談事業をさせて頂いたおかげで広島市民の中でどんどん広がってきたことをすごく嬉しく思っております。また、今日このような委員にまで推薦していただいて本当に感謝しております。よろしくお願い致します。

(船津委員)

皆さんこんばんは。船津守久と申します。前回に引き続きまして微力ですけれども尽力させて頂きたいと思っております。現在安田女子大学の方におります。よろしくお願い致します。

(堀田委員)

こんばんは。堀田稔と申します。広島文化学園短期大学保育学科に所属しております。保育学科ですけど、私の関心領域は地域福祉で地域福祉の立場から障害施策を色々考えさせていただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

(間野委員)

間野と申します。県立広島大学保健福祉学部の人間福祉学科におりますが、出身は建築出身で元々は障害福祉とは縁もゆかりもない人間が非常に長くこの委員やっているんですけども、いまだによく分らないというところで今回も勉強しながら頑張りたいと思っております。よろしくお願い致します。

(山中委員)

精神障害者家族会の山中です。年々精神障害が増えてきてまして、今 100 人に 1 人というペースになっております。皆さんにお考え頂きたいのは、先日の中国新聞でいわゆる発達障害の男性が姉を刺殺したという事件がありまして、それが検事の求刑が 16 年なのに対して裁判員裁判による判決が 20 年の判決なんですね。求刑を上回る判決っていうのは本当に異例中の異例だと思いますが、何故そうなるかという発達障害の方の受皿がないというのが、主たる判決理由になってるんです。刑務所が 20 年の受皿になるわけです。その辺の所を、どう受皿を作っていくのか皆さんに考えて頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。

(和田委員)

皆さん初めまして。ハローワーク広島の和田と申します。今回新たに委員として委嘱されました。今回の計画では就労支援の拡充をということをお聞きしております。微力ではありますが、お力になれるよう努めさせて頂きまますので、どうぞよろしくお願い致します。

(2) 議題 1 : 会長の選出及び会長職務代理者の指名について

(障害福祉課長)

それでは会長の選出について皆様におはかりいたします。まずお手元の資料 1 をご覧下さい。広島市障害者施策推進協議会の条例でございます。本協議会の会長につきましてはこの条例第 5 条第 1 項によりまして委員の皆様のご互選により定めることとなっております。まずどなたか会長のご推薦がありましたらお願い申し上げたいと思っております。

(田中委員)

会長には間野先生を推薦させて頂きます。間野先生はこの協議会が始まって以来、会長をつとめておられまして、この協議会の議論を今までまとめて頂いております。経験が豊富であられますし、

これまでの経緯をよくご存じでおられますので、是非今後も本協議会をまとめて頂いて、会長として皆さんをまとめていただくお役をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひ致します。

(障害福祉課長)

ただ今、田中委員から間野委員を会長にとのご提案がございました。皆さんいかがでございましょうか。ありがとうございます。それでは会長には間野委員が選出されました。恐れ入りますが間野委員は前の会長席の方へお移りお願ひ致します。それでは会長に就任致しました間野会長に一言ご挨拶を頂きたいと存じます。

(間野委員)

あまり変わり映えしない形で申訳ありませんが、この基本計画は先ほどの局長のあいさつにもありましたように、かなり前回とは状況が変わっており、その中で作る新しい計画ということで、頑張つてやらなきゃいけないと思っておりますので、皆さんよろしくお願ひ致します。

(障害福祉課長)

ありがとうございます。それではこれからの議事進行は間野会長にお願ひ致します。よろしくお願ひ致します。

(間野会長)

まず最初に、会長職務代理者ですが、これも前回と同様堀田委員にお願ひしたいと思ひますがよろしいでしょうか。それでは堀田委員よろしくお願ひ致します。

(3) 議題 2 : 新たな障害者基本計画策定に向けた障害者施策推進協議会での審議スケジュールについて

資料 3 により、事務局 (障害福祉課長) から説明し、委員からは質問はなかった。

(4) 議題 3 : 新たな障害者基本計画の個別施策の検討について

資料 4 により、事務局 (障害福祉課長) から説明した。

まず、資料 4 の「Ⅰ 本市の障害者数の推移」、「Ⅱ 新たな障害者基本計画の骨子 (案)」、「新たな障害者基本計画と現行計画との比較」をまとめて説明した。

「Ⅳ 現行計画に基づく主な取組状況等を踏まえた次期計画における施策の方向性等」については、概ね施策の柱ごとに説明を行い、その後、委員から質問を受け、事務局が答える形で進化した。

【Ⅰ～Ⅲについて】

資料 4 のⅠ～Ⅲ (P1～P15) を事務局 (障害福祉課長) から説明した。

(間野会長)

Ⅲまでのところで何かご意見があればお願ひします。

(金子委員)

私達知的障害の親の会ですので今も知的障害の所をずっと見ていたんですが、このところ発達障害の方達も入ってきまして、療育手帳が取れないお子さんが精神手帳を取られることが結構あるようになりました。この10ページの精神障害のくくりですが年齢別が65歳未満と65歳以上の大きく2つに分かれています、知的障害の場合は8歳未満、18歳から64歳、65歳以上とあるんですが、精神の方の場合の細かいくくりが知りたいなというふうに思っています。近頃では小学校4、5年生でも統合失調症の方も出てきているといふふうに言いますし、やっぱり早期治療で対応することによって自立していく力を付けてけるんじゃないかならうかと思っております。なので、もし分りますものなら18歳までどの位いらっしゃるのかということを知りたいなと思っております。

(障害福祉課長)

これは手元にはございませんけども、調べて分りましたらお示したいと思います。

(間野会長)

じゃあこれについては次回までに用意して頂くということですね。

(西川委員)

今、金子委員の方からあった精神障害の方達について国もこういう形で区別していますか。それともう1つは確かに金子委員も言われているように、いわゆる発達障害が知的障害の部分に一部組み込まれてみたり、あるいは今ご指摘があったように精神の方に組み込まれたり、特に最近、地域に出た時のトラブルを起こした時の処遇の問題、非常に難しいですね。手帳を持っていなかったり、相談ケースも非常に難しいというような体験を持っていますので、そこらの問題も含めて市で把握している限りの所だけでいいですし、それから市としての課題なんかも含めて、もしあれば今後の検討の中にも組み入れて考えていただきたいと思えます。

(山中委員)

金子委員さんのおっしゃるのも本当にもっともだと思えます。ただ精神障害の場合、全体の約30%が精神障害ということオープンにする一方で70%の人が隠しているんですね。手帳をとらない人もいます。手帳をもらおうと精神障害だということが証明されたというふうな感じになってですね。そうすると分けるのが非常に難しい。確かにもうちょっと細かく分けられればいいなと思うんですけども、ただ家族会としてはそういう思いも持っているということをご理解頂きたいと思えます。

(間野会長)

いわゆるこの表に出てくる数字と実態とのズレっていうのを念頭に置きながら、データを出してもらうということになるんでしょうね。

(濱田委員)

今発達障害の話が出ましたが、高次脳機能障害は子供さんから高齢の70、80になっても高次脳になって高齢の方は認知症の方に加えられて困ってらっしゃる方がいらっしゃいますし、子どもさんも、今私達の方も子供の会があります。発達障害と高次脳機能障害の子供さんは似たところもありますが

やっぱり少し違うところがある。支援の仕方は同じようでも、やっぱり障害を理解することがすごく大事になってきております。手帳についても療育手帳がほしくても、知的に高いレベルの方は取れないですね。障害に縁がなかった全く普通の主婦だった私が事故のせいでこの障害になって、色々活動してきているなかで精神の方の枠に高次脳は入れられてしまいました。精神障害者の支援の中で初めて県の精神保健センターに行かせていただいて説明をさせて頂いたときに、「お名前はクローズですか」って聞かれて、びっくりしたんです。なぜ隠さないといけないんだらうっていう。私達の会で私と出会った人はほとんどの方に手帳を取って頂いています。手帳を取らないとサービス使えませんよ、人に知ってもらわないとちゃんとした支援は受けられませんよっていうこと皆さんに説明して、ご家族の方にも言ってきています。最近では精神の方もオープンに働くことができる方も多くて実は子供の会の方には、発達障害の兄弟がいて、高次脳もいてという親御さんも多いんですね。そういうところでなんか高次脳というのは障害を全部一緒にひっくるめちゃう障害だなど思うようなそんな感じがしておりまして、制度の中の不具合とか縦割りとかいうことですのですごく問題を感じてやっております。

(間野会長)

はい、ありがとうございます。このデータは計画の中ではよりきめ細かくその辺のことは出てくるのではないかと期待しております。できればその辺りの実態といいますか、これも限られた実態ということにはなるんでしょうけど、出して頂ければと思います。今後議論にも役立つと思います。

(田中委員)

14 ページの所で3月の最後に基本理念というところに突然「まち」という所が出たと。「まち」とはなんだ、コミュニティかタウンかエリアか地域か、それにインクルージョンということなのかというような議論があって「基本理念実現のための前提条件」ということを苦肉の策として色々条件を整えられたんだと思います。で、まず1つは基本理念っていうのはある意味キャッチコピーですので、ここの文章でそのイメージが沸くということが大変大事ではないかなというのがあって、このような前提条件を読むのはちょっとしんどいなというのが1つあります。もう1つは実は私は「まち」というイメージの中で障害者が生きていく、インクルージョンということを念頭に置かれて丁寧に解説、分析をして頂いたものだと思っておりますが、1つ分りにくいのが、例えばWHOのICFにおける障害者の概念の中で、これは2001年に変わっておりますが、障害者の障害の特性に責任があるのではなくて環境の変化によって障害をとらえようというところがあるということを前提の上で、「個々の障害者が生活の拠点での日々の活動を通じて自立した生活を実現し、更にその活動の範囲を広げていく」という文章の中にせっきやく基本理念の中に、「障害のある人もない人も」という文言があるのであれば、障害者が活動を通じて実現をするという、というふうに捉えられてしまわないかなと。逆にここの障害のある人もない人もっていう方に自立が生活の実現、生活拠点の活動っていうのが入った方がいいのではないかなとちょっと思ったので。障害者が主語になって社会を実現するっていうだけではない。多分この「まち」って3月に議論になったところだと思うんですよ。で、それでこのような解説が出たんだなと思っておりますが、障害者が実現をするっていうよりは障害者基本計画は地域が実現をするっていう方が目的ではないかと、そこらのところがもうちょっとわかりやすくあればいいのかなと思ったんですが。いかがでしょうか。

(間野会長)

いかがでしょうか。これは事務局への質問でもあると思うんですが、事務局の方は何かお答えはないでしょうか。

(障害福祉課長)

これ自体は新たな障害者基本計画の要項でございますが、障害者にとってのこともやっぱり書かなければいけないかなということで書かして頂いております。前提条件の上の所もですね、地域ごとにそれぞれの特性を踏まえ、多様性のある施策を展開する必要があるということで全体のことを指してございます。地域全体のことを書いてございます。そういう地域ごとの施策を展開していくにあたりましては障害者が自立の実現をして活動の範囲を広げていくと。地域ごとの施策を前提に、念頭に置くのは障害者の方が自立し、生活の活動の範囲の広げていくということで、イメージとしては委員がおっしゃっているとことあまり変わらないのかなと思っておるところですが、また検討をしたいと思っております。

(金子委員)

これについては私も頂いた時にこの「まち」が付いてる、自立もついているなどと思って見せて頂いたんですが、私達のいう自立とはその人の足りない所を支援してもらっての自立を意味します。でも、確か3月に他の委員から、一般の市民の方が自立と聞くと障害を持っている方が一人で暮らすというふうな誤解を招きかねないのではないかというご指摘があったと思います。誰が見ても、同じように理解出来ることが大切かと思っております。先程、田中委員からもイメージが湧くようにキャッチコピーをというようなご指摘がありましたが、それを考えると「まち」というのも確かに何を指しているのかというところがあります。それと、現行計画の基本理念が「すべての人が互いに尊重し合い、住み慣れた地域において安心して暮らせる社会の実現」とあるんですが、その「すべての人」が「障害のある人もない人も」という形で何かこっちの方がすんなり落ちるといふような感じがしております。

(間野会長)

前回、「まち」についての議論が結構あったわけですが、その辺を今後事務局としてどのようにお考えになって今日の案が出て来たのかっていうことと、この前提条件との関係など、その辺はいかがですか。

(堀田委員)

前回これについて私もちょっと意見を言わせて頂いたんですけど、先ほど田中委員さんが言われたように主語がどこにあるのかっていう、そこがやっぱりちょっとわかりづらい。で、この「まち」という言葉を非常に大事にされているんだと思うんですけど、「自立して暮らせるまちを実現する」というその言葉の後がいるんじゃないかと。例えば、「自立して暮らせるまちの実現を目指して何々何々が必要である」とか、「何々を進めていく」とか。例えばですけど、自立して暮らせるまちの実現を目指すのに必要な、例えば社会環境の整備をすると在宅福祉サービスを推進するとかっていうものがやっぱりいるのかなと思うんですね。で、基本的に基本理念の所に何か前提条件が来るのはなんか非常にこの基本理念自体がなんか抽象的でわかりづらいから、これを書くんですけどっていうような。これは色々この前の議論で書かれたんだと思うんですけど、この前提条件を書かなくてもこの基本理

念の所でわかるような基本理念にするのがいいではないかなと思うんですけど。やっぱり障害を持ってる人が個人として尊重されるとかですね、社会参加の機会が保障されるであるとか、あるいは地域で自立した生活を推進していく、あるいはそれをサポートしていくということが本来は基本理念の中に書かれていないといけないのではないかなと思うんですけど、どうもやっぱりこれは非常に曖昧な感じがするんで、もう少し練られたほうがいいかなというのが率直な感想です。

(健康福祉局長)

検討ということは確かに致しますけど、ちょっと誤解があるというか、広島市のこうした基本計画において、今堀田委員のおっしゃった中身というのは施策の柱なんだと思います。何々をする社会環境を整備するというのは次のステップの話で、一言でこの計画って何を指すもんですかっていう所がこういう「まち」を作ることを目指すというのが、この「まちの実現」ということにしたという意図がございます。で、後は今までの議論をお聞きしていると、1つ自立という言葉がどうだろうかというところのご指摘があったと思います。ちょっとここはまた検討を致しますけども、それと前提条件を付けたのは昨年度の最終の協議会の議論ということだけではなくて、この基本理念というのはいくらいうまちを実現するということを書いた時に、これは広島市だけじゃない色々な所のまちづくりにおいてそうなんですけども、今全市一様ではないはずであると。おそらく広島の中でも色々な地域ごとの色々な独自の取り組みとか地域の特徴、法令も違えば色々な実情が違います。都市化しているところもあれば中山間のところもある。そういう中でやはり広島市の計画というのが一様にこういう均質なまちを目指すんだという誤解を招く恐れがあるという意味合いを持って、あえてこの前提条件を書いた。ですから前段に書いてございます、こういうまちの実現にあたっては地域ごとにそれぞれの特性を踏まえた、それぞれの地域、まさに地域福祉計画という形で地域で色々考えていきましょう。障害者との関りについても地域ごとに違いがあってもいいし、それぞれの地域の皆さん一緒になって考えましょうという思いを入れたいということでここは補足をしたということ。それとこの下にある、これも先ほどの自立の言葉なんですけども、そういう各地域地域でまさに障害者の方が住み慣れた地域で過ごしていけるということをもっと基本に置いて、確かに色々な所へ出向いていって活動を広げるというものがあるんですが、まず本当の日々の生活が各地域でできるということが大事ではないかという思いを補足したいということで、これは我々の事務方の方で整理をして入れたものです。また皆さんのこういうご意見も踏まえてどういう扱いにするかというのはまた考えますけども、特に基本理念というのはやっぱりシンプルにどうしたいのかというのをスパンと書きたいという所がありますので、書きぶりにはおそらく色々な考えがあろうかと思えます。ですから我々もある程度思いを持って作っているところですから、また今日のご意見も踏まえてどういう扱いにするかというのは、これはまた改めて考えて皆さんにお話をさして頂きたいと思えます。

(間野会長)

はい、ありがとうございます。ということでこれはまたちょっと見直しをして頂くということですが、よろしいでしょうか。はい、天方さん。

(天方委員)

私たちは色々なことがある程度分かっているからこういった議論ができるんですけども、一般市民の方はそんなにおわかりになってないと思います。そういうふうな所から基本理念というのは今おつ

しゃったように簡単にパンと印象付けられるものが私はいいと思います。ですからここに打ち出されているものは私はむしろいいんじゃないかなと。そういった今各地域でも、また県でも地域のまちづくりということをお始めになりまして、非常に熱心に議論されているところなので、障害者にとってはどういったまちづくりになるんだろうかといった所を踏まえるならば簡単な言葉でこういう短い文書で印象付けるというのは私は必要ではないかというように思います。

(間野会長)

はい、ありがとうございます。はい、16 ページの基本理念とそれから新たに今回出てきましたその下ですね。そこは矢印が下に降りているという所でさきほど局長がおっしゃったように、基本理念の付属説明文じゃなくて基本理念から実現するためにはどういう前提条件かというのをここで出しておこうということで、出てきたというご説明がありましたけど、基本理念と基本理念実現のための前提条件、このあたりが今議論になっているわけですから、他にこの辺りについてご意見等はもうよろしいでしょうか。

(榊委員)

皆さんおっしゃられたように前回の意見としてはこの「まち」というカッコをして平仮名だけを書く意味はなんなのかという中で、市長が所信声明の中でこういう言葉を使っているの、こういうふうにするんだというような事務方のご説明があったんです。で、もう 1 つ「あらゆる障害者や障害に対する理解の促進」ということで前回問題になったのは「あらゆる障害」というと一般的に精神、身体とかいうふうな障害の種別になるんじゃないかと。で、新しく改正基本法が出来た以上、社会的障壁という概念を、という意見を述べたら、今回この 17 ページに次期計画において求められることというふうにしてそのことが書かれています。とするならば、例えば「あらゆる障害や障害者についてこの文章を「障害及び社会的障壁についての理解の促進」としても同じかなと思うんですけども、いかがなんでしょうか。というのは啓蒙の中で今もっとも大事な事はそれぞれの障害の特徴も大事です。それは今まで市の方も各障害者団体も十分色々努力されていることは明らかです。問題は社会的障壁についての理解を、市民に多く理解して頂くというのが今度の基本計画の本当の一番大事な点じゃないかっていうふうに感じるものですから、「あらゆる障害や障害者」についていうと今までと同じことにならないかと思ひまして、もしよろしければ「あらゆる障害及び社会的障壁についての理解の促進」についていうふうにしたらいかがかなと思うんですが。

(間野会長)

はい、ありがとうございます。まさしく障害者基本法も変わりましたし、その辺りを考える必要があるんじゃないかなというお話です。このあたり、はいどうぞ。

(障害福祉課長)

ご参加が初めての方もおられるので解説させていただきますけど、榊委員はもう十分ご存じだと思いますけども、昨年の障害者基本法改正におきまして障害の定義が、これまでは、「身体障害、知的障害又は精神障害、新たに継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」とされておりましたが、この改正によりまして、「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害を含む」とされています。更に加えて「その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常

生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態である者」と改正され、社会的障壁のことも書かれて法の対象が広がったところがございます。更に、この社会的障壁につきましては定義が設けられてございまして、これにつきましては、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものによる」と規定されたところがございます。現行計画では、昔の障害者基本法の時代のものでございましたから、施策項目の名目として、「障害や障害者についての理解促進」ということを掲げていました。今回、障害者基本法が改正されましたので、こういった社会的障壁を含めたものを入れ込むという意味で、文頭に「あらゆる」と付けまして、「あらゆる障害や障害者についての理解の促進」とさせて頂いたところがございます。

(間野会長)

はい、ありがとうございます。そのあたりの経過を踏まえて更にまた直していかなければと思います。基本的には、前提条件の話はもう過ぎたものと考えておりますので、他の部分でも含めてご意見あれば。基本的にはこの施策の柱とですね、施策項目についての分け方というのが結構前回と変わったんですけど、最初の表現は変わってないんですね。これに関しては割と皆さん評価が高かったような気がしますので分け方そのものは多分あまりご意見、ご異論はないかと、今みたいなやはり一つの言葉というのが、やはり大義というのが非常に大事ですのでまず先ほどの、この点もそうんですけどそのあたりをまた念入りに検討して頂きたいと思います。

【IV〔施策の柱1〕について】

資料4のIV〔施策の柱1〕(P17～P21)を事務局(障害福祉課長)から説明した。

(榊委員)

19ページ、現行計画に基づくというところで、「障害者と地域住民との交流の促進」ということでのくくりの中で、休暇中の障害児活動の支援事業とか市立特別支援学校児童の云々というのと、これは、地域住民との交流ということではなくて、障害児の交歓を補助ということで、障害児の発達を補助するということでのくくりじゃないんでしょうか。それが質問です。現にここでは、休暇中の子らの中に一般市民や一般の児童、健常の児童は入っていませんから。

(障害自立支援課長)

障害自立支援課長でございます。休暇中の障害児地域活動支援事業でございますが、これは保護者の団体等が行うサマーキャンプ等の活動に助成をする事業でございます。その事業に対しまして2分の1補助をしているというようなものでございます。ここで整理が出来るかどうかというところを再度精査させて頂きたいと思います。以上です。

(後藤委員)

計画の議論のなかで、敢えてここで意見を述べることではないかもしれませんが、19ページの方角性に、交流活動の支援に努める、交流を推進すると明記されています。これは障害のある方が活発に外出する、外に出て様々な活動をするのを支援しますということなのですが、今年7月から、障害のある方の外出支援に関してとても厳しくなっていると聞きます。例えば障害者が外出支援のへ

ルパーさん（ガイドヘルパー）と、市が開催する勉強会に行くとか、マーガレットコンサートに行く時、勉強会やコンサートの間で動いてない静止時間は「中抜き」として、ヘルパーさんにはお金が支払われなくなったそうですね。中抜きになりますとガイドヘルパーさんは利用者の傍にいて時間拘束されても収入がないので、外出支援の仕事を引き受けられなくなったと聞きます。知り合いの知的障害者の方からこの件に関して「もうこれからはコンサートに行けない。どうしたらいいか。」など相談のメールがあります。ですので、先ほど言いました交流活動の支援に努めるとすることと今回の外出支援に関して市が事業所に集団指導されたこととは相反するように思えて、質問させていただきます。お願いいたします。

（障害自立支援課長）

外出支援の事業者への集団指導を 7 月に行いましてサービス提供における、どういうサービスが個別介護給付費の対象になるかというところの説明をしたものでございます。今回指導いたしました内容はこれまでと運用を変えたという事ではなくて、これまで個別に指導してきた事を明確にしたうえで指導させて頂いたというものでございます。それと、コンサートなどの時の中抜きということでございますが、支援をしていない時間帯については介護給付費の対象にならないので、請求ができませんという事を説明させてもらったものです。個別の障害者の方の事情によって、状態によってですね、これも様々だと思うんですけども例えば情緒不安定な方ですね、隣に常時、映画とかコンサートとかでも付いていないと非常に緊張されるとか不安がるとか、こういう場合には隣に座っていること自体が支援でございますし、そこまでサービス提供してはいけないということではないというようなことで説明をさせて頂いたものでございます。事業者さんによっては、駄目になったんだと、単純に受け取られておられる節もでございますので、そのへんは少し事業者指導のほうで、もう少しきめ細かに、支援が必要な方の支援は介護給付費の対象にはなるということは再度、連絡はしていきたいというふうに考えております。

（後藤委員）

はい、この件で本当に不安になられておられる方が多いです。おっしゃるように、多動な方や重い障害の方はもちろんガイドヘルパーさんは常時傍で支援してもらわなければ困難ですが、だからといって知的障害の障害程度が軽いから、外出支援は必要ないということでもありません。今後、「障害者の社会参加の推進」が絵に描いた餅にならないよう施策を推進していただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

（榊委員）

私も少しは聞いてたんですけど、具体的な例として初めて伺ったので質問と意見を言います。後藤さんは決して多動でもないし、情緒不安定でも多分ないと思います。ヘルパーさんは来てます。それは、対象になるんですか。その判断は区役所の窓口がするんですか。そういうことだったら移動支援の意味がないので、それはちょっと重要な問題なので、例えば後藤さんの場合、ヘルパーさんは移動支援として、なるんですか、ならないんですか。それでも委員だから特別に認めるということなのか、普通の障害者だったら認めないのか、そのへんの基準は区役所の窓口が判断するんですか。

(障害自立支援課長)

あくまで、隣について頂いて何らかの支援が必要だということであればサービスの対象になるということでございます。

(後藤委員)

事業所から伺った話では、例えば選挙中に、ある候補者の演説会に障害のある方が行きたいと言われてもガイドヘルパーさんは利用できない。また、利用する施設の夏祭りに行くと、施設に到着するまではガイドヘルパーさんを利用できても、到着後は利用している施設職員がその方の支援をすべきであって、ガイドヘルパーさんは私設にいる間は「中抜き」になると広島氏から説明を受けたとききました。選挙投票はよくても、その他の政治的な活動に関してガイドヘルパーさんを利用できないとも説明されたと聞いたのですが、そこはいかがでしょうか。

(障害自立支援課長)

選挙活動といふことなんですが、ご本人さんが選挙活動を開きに行かれる。これはもちろん大事な社会参加でございますので対象になります。誤解がないようにという事ですがご本人さんが政治活動をされる、例えばご自身の主義・主張を演説されるとかですね、そういう場合の選挙、政治活動のような場合は公的なサービスを提供するのにふさわしくないということで制限をしているということで理解頂きたいと思っております。それと夏祭りへの参加ということがございました。これは、施設が主催するものという前提でございます。その場合、その祭りの主催者において支援をすべきということが我々の方の説明でございますけれども、障害者の施設に限らず色々な箱物を管理されている方、または行事を主催される方、こういう方についても、障害者が参加をするのに基本的には主催者ないしは施設の管理者等において合理的配慮をなされるべきという考え方の中で、そういう主催者等が有料でされる行事においてはサービスの給付の対象にならないという扱いにさせてもらっております。先ほども言ったように知的の方の移動支援サービスの利用ということもございましたけれども、本当に隣についていて本人が不安にならないように例えば手を握つてあげるとか支援が必要な場合は給付の対象になるというふうに考えております。以上です。

(間野会長)

多分、次回の「社会参加活動の促進と健康づくりの支援」、そのあたりに出て来る話になっているので非常に苦慮しているところなんですが、どうでしょうかね。

(古池委員)

理解と交流の場という事で、今非常に注目してもらってる市民活動拠点の整備。具体的に言いますと、各小学校に市民の活動の場を設けてそこが市民活動の交流の場にしようということで、各地区社協が中心になってやっています。それ以外にまちづくり推進委員会というのを小学校単位で作っておりますが、実は今日もそういった整備して活動しているところを視察してきたわけですが、やはり小学校単位ぐらいで理解と交流を、そういった場をより発展して啓発活動をしていくためには、そういった場が必要。それと人材の育成ですね。だから今日見たのでも、場をまず公民館などにおいて、そこに役員とかいろんなボランティアの人と交代で、月、水、金というふうに交代して、ボランティア活動で当番で出て色々な相談に乗ったり、いろんな団体がそこに出られて、ロッカーを使ったりとい

うようなことで、非常に活発にやっておられる。そういうことによって、地域の人もそこへ当番に出ているんな人と交流して話を聞くと。そういうことで、小学校単位ぐらいでお互いのボランティア活動が理解できると。ということでやはり「理解と交流の促進」で非常に今、拠点をつくってそして、当番制でもいいんですが役員が、ボランティアがそこへ出てお互いに理解し合うというような場づくりが必要なんじゃないかと、これも重要なんじゃないかというふうに思っております。

(間野会長)

はい。ありがとうございます。21 ページ、市民活動拠点提供事業っていう、これもタイトルだけで中身はよく分かりませんが、そのあたりに関連するご意見じゃないかと思っております。

(船津委員)

今、地域との連携っていうのが出てますけど、やはり今後の協議の中で個々の人に応じた地域とか、具体的な地域っていう事を考えていく必要があるんじゃないかと思うのは、例えば特別支援学校に行っている子供さんが地域っていうと、小学校区にはいつもいなくて特別支援学校が地域になるはずなんですけど、その特別支援学校のまわりの地域の方はどんな子が今通学してるか全然分かってないですよ。ですから一口に地域と言っても、例えば作業所に通っている方の地域ってどこかっていうとお家より作業所の周り。だから1人1人によって、地域っていうのが違うんじゃないかと思うので、施策を考えていく時に、こういう場合にはこの地域のこういう人たちにとっていう具合の具体化をしていく必要があると思うんですが、そのへん金子委員、ちょっと補足していただければと思います。すいません。

(金子委員)

すいません。ありがとうございます。私も両方になるんじゃないかと思っております。土日なんかは家の方におりますし、終わった後は、やはり地域をうろうろまわって、1つジュースを買って帰るとか、そういうところで地域とのつながりもありますし、月曜日から金曜日まで行っている作業所に行ったら、本当に地域の皆さんから空き缶を頂いたりイベントに参加したり、そういうところの地域の皆さんとの交流があると思いますね。

(間野会長)

このあたりは、以前にもちょっと議論になって、地域とは何かみたいな話あったような気もするんですが、このあたりのことは事務局の方でどういう格好でこう思われているのか多分具体的な施策の中で含んであるとは思いますが。はい。どうぞ。

(障害福祉課長)

おっしゃる通り、具体的な施策の中で考えていくということでございまして、まさしく、これは今日お話いただきました基本理念実現のための前提条件に掲げさせて頂いているところでございまして、念頭に置きながら具体的な施策を展開していかなければならないと考えているところでございます。

(間野会長)

具体化していくときに、地域と言ってもいろんな地域がある。僕らの分野ではテーマコミュニティと言うんですけど、コミュニティと言うと、普通のいわゆるクローズした地域を言うんですが、テーマコミュニティというのはテーマに関心のある人たちの集まりをコミュニティというので、そうなる空間的にはものすごく広い所から集まってくる。そのへんの観点というのは、時代的な背景がすごく大事だと思うので、是非そのあたりのことを配慮していただきたいと思います。

(船津委員)

例えば今、一例としてインターネットなんかありますよね。いわゆる地域といってもそばに住んでいるというのじゃなくて、インターネットを通じた友好関係で A さん B さんが繋がっていくというのも、これも地域の 1 つだと思うんですけども、そういうことも観点に、会長さん、そういうことを意味されているんじゃないでしょうか。

(間野会長)

はい、他にご意見ありましたら、後で事務局の方にご意見をお寄せいただくという事で、今日は半分いかないといけないので次の生活環境の整備の推進の方に移りたいと思います。

【IV〔施策の柱 2(1)〕について】

資料 4 の IV〔施策の柱 2(1)〕(P22～P27) を事務局（障害福祉課長）から説明した。

(金子委員)

まずここところは非常に整理されていて私はとてもわかりやすいと思いました。特に現行計画で今の取り組みの状況とかアンケートなどをしっかり盛り込んで頂いて、そのことについて方向性はどのようなのか、取り組みと言うところで非常に整理して頂いています。それで、私は新規と言うところに関心があるんですが、民間事業者等が自主的にバリアフリー化に取り組むことを促す仕組みについての検討とあるんですが、民間事業者っていうのは大体どういうところを指しているのかということをもし分かれば教えて頂きたい。それから 24 ページになるんですが、主な事業の取組の下の新規のところですが、公共施設整備における設計段階からの障害者意見の聴取。私も以前重度の重複障害の方のアンケートをとった時に、大人の方の紙おむつを替えるベッドがないからなかなか外に出れないというようなことが出て、これは知らなかったなと思いました。だから、やっぱり本人さんじゃないと分からないというところがあると思いますんで、近頃ではオストメイトとかそういうものも出てきてすごいと思うんですが是非是非こういうところをどんどん取り組んで頂けたらと思います。以上です。

(山中委員)

ここで申し上げる話ではないと思うんですけども、市の皆様方にはお尋ねしたいんですが、障害者が外出しやすい環境づくりというところで、これは十年一日のごとく言われとるんですが、精神障害というのは JR、航空便、タクシーの割引券はないんです。タクシーでも障害者割引をやりますと。身体と知的の手帳を見せて頂いたら 1 割引きしてもらおう。精神が入ってないんです。これが一体どうなってるのかなという事なんですけども、何か市の方のご意見ありませんか。

(精神保健福祉課長)

今ご指摘のあったことについて我々も認識しておりまして、大都市会議等、これは全国的な課題になっておりまして大都市会議等を通じて関係機関等には要請を毎年のようにしておるんですけども、結果的にはそれがまだ実現していない状況だということでございます。タクシーについては、身体障害者あるいは知的障害者は、事業者として国に申請する時に 1 割割引をするというのがある意味必須になっておりますが、精神障害者の場合は事業者の判断によりますから、それぞれの事業者において 1 割の割引をすることが出来るというふうになっていきますので、事業者さんの方にぜひ協力してもらいたいということは事あるごとに我々の方からも申し上げました。ただ、残念ながらまだ実現はしておりませんので今後とも協力をお願いしていこうと思います。

(山中委員)

お話は分かるんですけども、いわゆる政令指定都市、課長会議とか、部長会議で、意見を厚労省に申し上げるわけなんですけど、回答がないんですよ。やっぱり我々としたら何故 JR が割引出来ないのかという回答をもらって頂きたい。十年一日のごとく政令指定都市課長会議とか、何とか、同じ文章がずっと続いているんですよ。私はそれについてどう思うかという回答をもらわないといかんとするんですよ。だからタクシーの件でも手帳を提示してくれば割引しますよと言う話はあるんですよ。それだったら広告にちゃんと障害者手帳を提示すればいいということを書いてくれたらいいんですけど。このへんが何とも歯がゆいところなんですけど。以上です。

(後藤委員)

改正障害者基本法が 2011 年にでき、次に 2013 年 4 月からは障害者総合支援法が施行されます。このような動きの中、今度は「障害者差別禁止法」の法案基礎となるようなものが今年 9 月に国会で話し合われるのではないかとされています。もし、障害者差別禁止法が立法化されますと、制度や施策だけでなく、すべてにおいてのバリアフリーを整備しなければ、障害者自身が不利益を被ったとして司法に訴えるということが出てこないとも限りません。ですからこのように計画の中に明示されていることは評価に値すると思っています。私は実体験として常に思うのが、点、たとえば目的地の建物だけがバリアフリーになるだけでなく、点と点、目的地と目的地を結ぶ線もバリアフリーに、そして、その線と線もすべて結ばれやがて面になること、これこそが正にバリアフリーです。その努力をするということをここに盛り込んでいただきたいのですが、如何でしょうか。

(障害福祉課長)

委員の皆さんの話を伺いながら出来るものは盛り込んでやっていきたいと思っています。あと、23 ページの「民間事業者等が自主的にバリアフリー化に取り組むことを促す仕組みについての検討」というところに明示してございますけど、これは新しく検討するものです。法令上、バリアフリーについて義務付けられているところがございますが、例えば小さい商店などはまだ義務付けられてないところがございます。そういうところも障害者にとって使いやすいようにならないと、外出や社会参加が楽しいという状況にはならないと思います。何か自主的に取り組めるようなしかけが出来ないか検討したいということでございます。

(間野会長)

今の法的にバリアフリーにしなきゃいけない施設とか建物とかは限定されているんですね。大規模なものとか。それをもっと下まで下げてくれる、普通の商店街のお店でもバリアフリーをしてもらいたい。そのためにはどうしたらいいかということを検討すると、そんな感じです。

(西川委員)

特に障害者が外出しやすい環境づくりという中に、知的障害なんかの方たちが現実にはかなり障害が見えにくいために随分いろんなトラブルがあるみたいなんです。例えば交通機関なんかで、すごくつっけんどんであったりあるいは二度と乗りたくないというようなショックを受けたりそういったことが多いんですね。同じコースしか行けないし、同じ時間の同じバスしか行けないと。そういった意味では、いろんな民間事業者等や商店と知的障害の関係団体なんかがもう少し歩み寄っているような交流をしながらやっていくというような積極的な取組が大事ではないかと。障害者が外出しやすい環境づくりと言うのは、大抵まだ身体障害がほとんど中心になっていると。自治体での工夫だとか、広島市も学んでいくとか、我々自身ももう少し、どうしたらというあたりを考えていく必要があると思います。もう二度と同じ車両に乗りたくないという声も結構聴くんですね。そういうトラブルとか、何かもう少し学習をする場を頂いて、そんな工夫もやっぱりいるのかなというふうに思います。マップがあったってマップが読めるわけじゃないし、そういったようなことも。

(間野会長)

確かに生活環境整備の推進という整備という言葉づかいも割とハードな響きがあって、今おっしゃったようなソフトな面での対策とかそのあたりの言葉を少し考えなければいけないのかなと思っております。

(田中委員)

先ほどからバリアフリー等をおっしゃってございました後藤委員のADA法の話で行きますと結局アクセス権だと思うんです。外出支援におけるバリアフリーとかバリアフリー新法がありますが、ここの中でやっぱりアクセス権というところの文言が足りないのではないかと考えております。バリアフリー新法が出来た時にはバスに乗れないじゃないかというようなところから来てるんですが、バリアフリーというだけではなくて、そこに行くという権利の保障というところの文言が少し外出しやすい環境づくりの中に盛り込めないかなと考えております。以上です。

(船津委員)

やはり心のバリアフリーというのがすごい大事だと思うんですが、例えばバス協会とか、トラック協会とかタクシー協会っていう自動車の方の研修を市で企画したり、運輸の方や専門の方なんかも含めた事業者に対する理解を求める心のバリアフリーなど、そういう勉強会のようなものも必要だと思います。

(榊委員)

23 ページのバリアフリー化の取り組みというところなんですけれども障害者の気持ち的にはみんなが行くところには行ってみたいなのがあるんですよね。だから、バリアフリーとかユニバーサル

も確かにいいんですけども、個々の事業所の努力とか、個々の努力と違っていうんじゃないで、タウンモビリティという概念があって、今廿日市に1地区、そこに行った時に我々が感激したのは段差がないとかあるとかの問題じゃなくて、その地域、あるスペース一体の商店の方々全てがすごくよくしてくれたことがうれしかったんですよ。個々の努力ではなくて、行政としてどこかの一面を集中的に、モデル的にバリアフリー化して、タウンモビリティの政策をとって頂いたら商店も活性化するし、障害者が行ける所は高齢者もいろんな人と行きやすいという事になると思います。是非ともお願いしたいと思います。

(間野会長)

今のお話があったのは楽々園というところの商店街でやってる活動で、いわゆる電動スクーターをそこに行けば誰でも借りれるような形で商店街の中を自由に買い物ができる、そういう取組みのことで。少しずつ広がっている。もともとイギリスだとかでショッピングセンターから出発したという。今、広大な交通工学の先生たちが一生懸命頑張ってやっています。他に、はいどうぞ。

(金子委員)

心のバリアフリーが一番の課題だろうと思います。電車とかバスの公共交通機関の方に理解をお願いしたいという事で、社協の「ほっとけんプログラム」だったと思うんですが、広島市ボランティア情報センターにお話をしました。知的障害の人たちが「ちょっと丁寧に言ってもらったらうれしい」と。そしたら、公共交通機関の方は「分かりました、だけど反対に知的障害の方のこういうところは気を付けて下さいね」というような、お互いの交流が出来たんですね。いろんな団体がそういう会議を開いて頂くというのは手だだと思います。県ではアイサポート運動というのをやってまして、困っている人がいたら、ちょっと声をかける。白杖を持った人が横断歩道の前をうろうろされていたら勇気を持って、何かお手伝いしましょうとか、そういう一言でいいのでお願いしますというものです。私たち手をつなぐ育成会は知的障害というものを絵とか写真入りでとてもわかりやすく説明したものを作りました。これを持っていろいろ話に行っているんですが、小学校の子どもたちにも聞いてほしい、是非広めたいと思っています。

(間野会長)

生活環境整備の推進というのがソフトの話とセットでないといけないということが随分と出ておるんですが、事務局の方で検討して頂ければと思います。バリアフリー新法が出来た後、今見直しをされてるんですけども、国土交通省が作った法律で、どっちかというところハード中心でしたが、ソフトな面のバリアフリーも大事だと国の方でも考えてるみたいなので、生活環境整備のところでも少しそのあたりのことも入れた方がいいのかなという感じもしますが、事務局の方で考えて頂ければと思います。

それでは以上をもちまして、本日の広島市障害者施策推進協議会を閉会したいと思います。それではありがとうございました。